

議員提出議案第1号

豊中市議会事務局条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市議会事務局条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市議会議員

藤田浩史

井本博一

三原和人

石原準司

横尾しずか

中川隆弘

酒井哲也

大町裕次

五十川和洋

（提案理由）

市議会事務局職員の定数を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市議会事務局条例の一部を改正する条例

豊中市議会事務局条例（昭和27年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
第3条 事務局職員の定数は、 <u>14人</u> とする。	第3条 事務局職員の定数は、 <u>13人</u> とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。